

標 題：

ギリシャ籍船に対するGMDSS特別要件

NKテクニカル インフォメーション

No.:1 3 6

Date:平成6年5月10日

船主、造船所 各位

ギリシャ政府より、GMDSSに関する同政府の特別要件について下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

今後実施するギリシャ籍船のSR検査からこの特別要件に適合していることを確認致します。尚、同政府の特別要件についてご不明の点がございましたら、弊会艦装部までお問い合わせ下さい。

記

1. 搭載機器

GMDSSの要件を満たすために搭載する無線機器は全てギリシャ政府の型式承認品であること。

2. 図面承認

事前に下記図面をギリシャ政府に提出し、承認を得ること。

- (1) アンテナ展張図
- (2) 無線機器配置図
- (3) 無線機器関係電路系統図

3. 政府の承認を要する保守の要件

保守の方法の一つとして陸上保守の方法を選択する場合、当該保守業務に関する契約書の写しをギリシャ政府に提出し、承認を受け、本船上に備えておくこと。

4. 無線通信担当者の所要資格及び人数

船舶の就航海域及び選択された保守の要件に応じて、少なくとも次の資格及び人数が要求される。

(1) 就航海域：A1, A2

装置の二重化又は陸上保守：GOC 所持者 2名

船上保守：REC 所持者 1名及び GOC所持者 1名

(2) 就航海域：A3, A4

装置の二重化及び陸上保守：GOC 所持者 2名

装置の二重化及び船上保守：REC 所持者 1名及び GOC所持者 1名

陸上保守及び船上保守：REC 所持者 1名及び GOC所持者 1名

以 上